

令和4年度 かいご・ふくしの職場体験事業実施要領

1 目的

高校生を対象に、介護・福祉職場での体験を通して、具体的な仕事の内容、魅力ややりがい、実際の職場の雰囲気などを知ってもらうことにより、介護・福祉分野への理解を深めるとともに、介護・福祉分野への進路選択の意欲を高める契機とすることを目的とする。

2 実施主体

社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）とする。

3 対象者

滋賀県内の高等学校、特別支援学校高等部に通学または県内に在住する高校生とする。
ただし、以下に掲げる者は本事業の対象外とする。

- (1) 学校の教育課程における実習や課外活動など学校教育の一環として参加する者
- (2) 体験を行う施設・事業所において採用が内定した者
- (3) 他の事業や制度により参加する者

4 職場体験の内容・日数

- (1) 受入施設は、体験者に介護・福祉の仕事の魅力ややりがいを理解していただけるよう以下のような事項を踏まえつつ、体験者の希望等を考慮してプログラムを作成するものとする。ただし、①から③までは必ず盛り込むこととし、④および⑤は、受入施設で対応可能な範囲で実施するものとする。

- ① 施設の概要説明
- ② 施設の見学
- ③ 職員との交流（現場で働く職員の話、質疑応答等）
- ④ 利用者との交流（話し相手、レクリエーション、行事への参加等）
- ⑤ 日常業務の体験（配膳・下膳、洗濯物の整理、清掃等）

新型コロナウイルス等感染症への対応を踏まえたプログラムについて

新型コロナウイルス等感染症予防対策のため、本事業の体験者が受入施設の利用者の生活空間に入ることや利用者と接触することが制限されることが想定されます。については、上記プログラムの一部が動画やオンラインツールを活用するものとなることがあります。

例)

- ・オンラインツールを活用して、参加者は在宅で、職員と課題の検討や対話などを行う。
- ・施設見学において、参加者は当該施設の別室あるいは在宅で、職員がカメラ付き端末を回しながら施設内を紹介する。 など

- (2) 職場体験の日数は、1つの受入施設につき1日から5日までの間で体験者が希望する日数を基本に受入施設と調整の上決定する。

5 受入施設

職場体験を希望する者（以下「体験者」という。）を受け入れる施設は、本事業の目的を理解し、県内に所在する社会福祉施設・事業所で、「福祉のお仕事」に事業所登録をしているもの（以下「受入施設」という。）とする。

6 受入施設の登録

- (1) 体験者の受け入れを希望する施設は、県社協に「受入登録情報」を所定のフォーム等により提出するものとする。(様式1)
- (2) 県社協は、前記(1)の「受入登録情報」を受理したときは、内容を審査の上、登録することが適当と認めたときは当該受入施設に通知するものとする。

7 実施方法

- (1) 体験者は、「かいご・ふくしの職場体験申込書」(様式2)に必要事項を記入の上、1日体験は2週間前まで、2～5日間の体験は1か月前までに、在学する学校を通じて県社協に提出するものとする。
- (2) 県社協は、体験者が希望する受入施設と連絡調整の上、体験者の受入日を決定し、「かいご・ふくしの職場体験事業体験依頼書」(様式3)を受入施設の長あて送付するものとする。
- (3) 県社協は、体験者に対して、「かいご・ふくしの職場体験決定通知書」(様式4)により、受入日時や体験内容、留意事項を通知するものとする。
- (4) 体験者は、体験終了後、「かいご・ふくしの職場体験アンケート」(様式5)を作成し、受入施設に提出するものとする。
- (5) 受入施設の長は、体験終了後、「かいご・ふくしの職場体験事業実施報告書」(様式6)に、体験者から提出のあった前記(4)の「かいご・ふくしの職場体験アンケート」を添えて、終了後速やかに県社協あて提出するものとする。

8 事故等の対応

- (1) 本事業の実施に際して起こった事故等については、受入施設において対応するものとする。
- (2) 県社協は、体験者の職場体験中の事故等による負傷等に対応するため、ボランティア行事用保険に加入するものとする。

9 体験実施期間

体験実施期間は、令和4年5月16日(月)から令和5年3月10日(金)までとする。
なお、申込受付期限は、令和5年2月24日(金)までとする。

10 個人情報の取扱い

- (1) 県社協および受入施設が本事業により取得した個人情報については、本事業の実施のためのみに使用するものとする。
- (2) 体験者が受入施設において知り得た利用者等の個人情報については、口外してはならない。

11 その他

- (1) 職場体験は無給とする。
- (2) 職場体験に関わる交通費、昼食代は体験者が負担する。
- (3) 本事業の円滑な実施のため、県社協は受入施設と随時連絡調整を行うものとする。